

指定給水装置工事事業者の申請および各種届出について

各務原市水道部水道総務課

1 新規の指定申請	P.1
2 指定事項等の変更、事業の廃止・休止・再開の届け出	P.3
3 指定の更新申請	P.5

各務原市内において給水装置工事を行うためには、給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という）として各務原市の指定を受ける必要があります（各務原市水道事業給水条例第6条）。

1 新規の指定申請

1-1 申請に必要な書類

書類	法人	個人	備考
「指定給水装置工事事業者指定申請書」	○	○	
「機械器具調書」	○	○	写真を添付してください（記入例参照）
「誓約書」	○	○	
住民票		○ (省略可)	住民票の写しの提出を略される方は、本人確認として申請者の方の性別、生年月日を窓口にて記入していただきます
定款または寄付行為	○		余白に代表者による原本証明が必要です
登記事項証明書	○		
「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」	○	○	水道法施行規則第21条第1項では「指定を受けた日から2週間以内」とされていますが、新規の指定申請においては同時にご提出いただいております
選任される給水装置工事主任技術者の免状または技術者証の写し	○	○	給水装置工事主任技術者免状の場合はA4サイズに縮小コピーしてください
選任される給水装置工事主任技術者の雇用関係を証する書類	○		健康保険証の写し等
C D - R	○	○	指定後、給水装置工事申請書類の様式を入れてお返しします

1-2 提出先

各務原市水道事業庁舎1階 水道総務課 窓口
 T E L 058-383-7111 F A X 058-371-3140
 〒504-0914 岐阜県各務原市三井東町4丁目32番地

1-3 有効期限

指定した日から5年間です。

1-4 指定基準

以下の指定基準に適合していると認めたときは、指定事業者に指定し、指定給水装置工事事業者証（以下「事業者証」という）を交付します。

（1）事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任される者をおくこと

(2) 厚生労働省令で定める次の機械器具を有すること

- ①金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- ②やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ③トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- ④水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること

- ①心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④水道法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ⑤給水装置工事の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑥法人であって、その役員のうちに①～⑤までのいずれかに該当する者があるもの

1-5 指定事業者の責務

(1) 事業の基準

指定事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準（水道法施行規則第36条※P.7「給水装置工事の事業の運営に関する基準」参照）に従い、適正な事業の運営に努めてください。

(2) 検査の立会い等

指定事業者に対し、給水装置の検査にあたり、給水装置工事主任技術者の立会いや必要な報告、資料の提出を求めることがあります。

1-6 指定の取消し

指定事業者が、指定基準に適合しなくなった等、一定の事由に該当するときは、水道法第25条の11第1項の規定により、指定を取り消すことがあります。

1-7 事業者証の返納・再交付

- (1) 事業を廃止したとき、指定の取消しを受けたとき、事業を休止したときは、事業者証を返納してください。
- (2) 事業者証を汚損、紛失した際は、再交付の申請ができます（無料）。

1-8 事業者証交付と給水装置工事申請の説明

指定事業者への指定決定後、電話にて事業者証交付日の連絡をします。当日は事業者証を水道総務課窓口で交付の上、給水装置工事申請について1時間程度の説明を行います。

1-9 手数料

1事業所につき14,000円です（各務原市水道事業給水条例第27条）。指定申請書類提出の際に、水道総務課窓口で納入してください。（郵送で申請される場合は納付書を送付いたします。期日までに指定の金融機関で納入してください。）

1-10 周知（ウェブサイトへの掲載）

各務原市の公式ウェブサイト指定給水装置工事事業者の一覧を掲載します。ご確認ください。

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/>

ホーム > くらし・手続き > 上下水道・し尿・浄化槽 > 上水道 > お客様向け > 市指定給水装置工事事業者

2 指定事項等の変更、事業の廃止・休止・再開の届け出

2-1 届け出に必要な書類

届出の種類	書類	提出日	備考
① 指定事項の変更	「指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書」	変更のあった日から 30 日以内	
② 給水装置工事主任 技術者の選任・解任	「給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書」	当該事由が発生した 日から 2 週間以内	給水装置工事主任技術者を欠 いた状態は「指定の取消し」要件 に該当します。ご注意ください。
③ 事業の廃止・休止	「指定給水装置工事事業者 廃止 休止 再開 届出書」	廃止または休止の日 から 30 日以内	
④ 事業の再開	「指定給水装置工事事業者 廃止 休止 再開 届出書」	再開の日から 10 日 以内	添付書類は不要です

2-2 添付書類等

届出の種類			書類	定款または 寄付行為 ※1	登記事項 証明書	住民票 ※2 (省略可)	誓約書	免状・技 術者証 の写し	雇用関係 を証する書 類（健康 保険証の 写し等）	事業者 証の返納
① 指定事項 の変更	氏名または 名称※3	法人	○	○						
		個人			○					
	住所	法人	○	○						
		個人			○					
	代表者	法人	○	○		○			○	
	役員	法人		○		○※4				
	事業所の名称 または所在地 ※5	法人	○※6	○※6					○※6	
		個人			○※6				○※6	
給水装置主任技術者の 氏名・免状の交付番号※7							○			
② 給水装置工事 主任技術者の選任		法人					○	○		
		個人					○			
③ 事業の廃止・休止									○	

※1 定款の写しは余白に代表者による原本証明が必要です。

※2 住民票の写しの提出を略される方は、本人確認として申請者の方の性別、生年月日を窓口にて記入していただきます。

※3「氏名」の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者（代表者）本人の氏名」の変更です。

法人・個人を問わず事業者の承継（個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立）は一切できません。この場合には「廃止」⇒「新規」の手続きをとってください。

「有限」から「株式」への組織変更の場合には同一法人とみなし、名称変更のみとなります。

※4 退任の場合は不要です。

※5 事業所とは法人の本店や個人の自宅ではなく各務原市の給水装置工事の事業を行うところです。

※6 変更事項が記載されていない場合は不要です。

※7 選任・解任ではなく、氏名または免状交付番号の変更のみの場合です。

2－3 提出先

各務原市水道事業庁舎 1 階 水道総務課 窓口

T E L 058-383-7111 F A X 058-371-3140

〒504-0914 岐阜県各務原市三井東町 4 丁目 32 番地

2－4 事業者証再交付

事業者証の再交付が必要な手続きの場合は、手続き終了後、電話にて事業者証再交付日の連絡をします。当日は事業者証を水道総務課窓口で再交付します。

2－5 手数料

無料です。

2－6 周知（ウェブサイトへの掲載）

各務原市の公式ウェブサイト指定給水装置工事事業者の一覧に掲載しています。名称、住所または電話番号の変更を伴う届け出の場合は修正します。ご確認ください。

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/>

ホーム > くらし・手続き > 上下水道・し尿・浄化槽 > 上水道 > お客様向け > 市指定給水装置工事事業者

3 指定の更新申請

水道法の一部改正により、令和元年 10 月 1 日から指定給水装置工事事業者の更新制が導入され、指定の有効期限が従来の無期限から**5 年間**となりました。

各事業者様において、事業者証に記載された有効期限をご確認の上、更新を希望される場合は各務原市水道総務課へ申請書類をご提出ください。更新手数料の納付確認後、書類審査に 2 週間程度お時間がかかります。このことを踏まえた上で、余裕を持って書類をご提出ください。

3-1 申請に必要な書類

法人	個人	書類	備考
○	○	「指定給水装置工事事業者指定申請書」	
○	○	「機械器具調書」	写真を添付してください（記入例参照）
○	○	「誓約書」	
	○ (省略可)	住民票	住民票の写しの提出を略される方は、本人確認として申請者の方の性別、生年月日を窓口にて記入していただきます
○		定款または寄付行為	余白に代表者による原本証明が必要です
○		登記事項証明書	
○	○	給水装置工事主任技術者免状または技術者証の写し	給水装置工事主任技術者免状の場合は A4 サイズに縮小コピーしてください
○	○	指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項	「3-3 当市が確認する項目」参照
○	○	旧事業者証の返納	審査終了後、新たな事業者証を交付する際にご返納ください

3-2 当市が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な適用について）

【確認する内容】

- ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績 ※修了証書の写し
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況 ※受講を証明する書類（受講証等の写し）
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況 ※資格を証明する書類（資格証等）の写し

3-3 提出先

各務原市水道事業庁舎 1 階 水道総務課 窓口

T E L 058-383-7111 F A X 058-371-3140

〒504-0914 岐阜県各務原市三井東町 4 丁目 32 番地

3-4 手数料

1 事業所につき 10,000 円です（各務原市水道事業給水条例第 27 条）。更新申請書類提出の際に、水道総務課窓口で納入してください。（郵送で申請される場合は納付書を送付いたします。期日までに指定の金融機関で納入してください。）

3-5 周知（ウェブサイトへの掲載）

各務原市の公式ウェブサイトの指定給水装置工事事業者の一覧に新たな有効期限を掲載します。ご確認ください。

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/>

ホーム > くらし・手続き > 上下水道・し尿・浄化槽 > 上水道 > お客様向け > 市指定給水装置工事事業者

給水装置工事の事業の運営に関する基準

※給水装置工事の事業の運営に関する基準（水道法施行規則第36条より）

- 一 給水装置工事ごとに、選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して、次に掲げる職務を行う者を指名すること。
 - イ 給水装置工事に関する技術上の管理
 - ロ 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - ハ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が※政令の基準に適合していることの確認
- 二 その他次に掲げる職務
 - （イ）配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - （ロ）配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - （ハ）給水装置工事を完了した旨の連絡
- 三 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- 四 水道事業者の給水区域において、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 五 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- 六 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 政令※の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- 七 施行した給水装置工事ごとに、指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が※政令の基準に適合していることの確認の方法及びその結果

※政令（水道法施行令）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第六条 法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。
 - 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連絡されていないこと。
 - 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令※で定める。

※厚生労働省令（給水装置の構造及び材料の基準に関する省令（平成9年3月19日厚生省省令第14号））